

# 農業用プラスチックを適正に処理しましょう

- 農業生産に伴って排出される廃(使用済)プラスチックは「産業廃棄物」であり、事業者である農業者の責任において、適正に処理する必要があります。
- 茨城県では、平成7年に園芸リサイクルセンターを茨城町に設置し、県、市町村、JA等が連携しながら、市町村単位で集団回収する仕組みをつくり、適正処理に取り組んでいます。



廃プラスチックの処理には、ぜひ茨城県園芸リサイクルセンターをご利用ください。

## 茨城県園芸リサイクルセンターの取組



### 農ビ

- 再生品(グラッシュ)に再生処理し、売却しています。
- 再生品は、主に床材の原料となっています。

全国でも、農ビを大規模に再生処理する施設は少なく、東日本では茨城県(リサイクルセンター)と千葉県のみ！

### 農ポリ

(農PO、農サビを含む)

- 民間事業者へ委託して、再生処理しています。
- 再生品は、主に発電等の事業系燃料に利用されています。

農ポリの回収品目を拡大しました！  
(詳細は市町村窓口へお尋ねください)

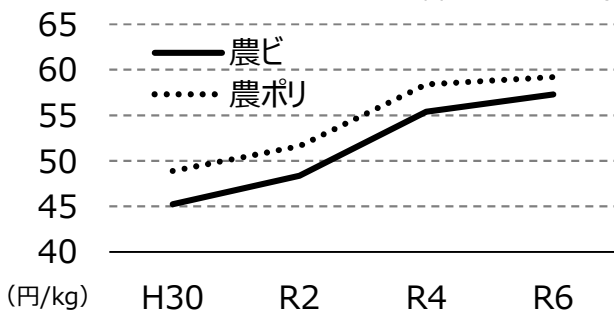
- 本来は農業者自ら行っていただく必要がある以下のような取組を、本県では、園芸リサイクルセンターと市町村が連携して代行しています。



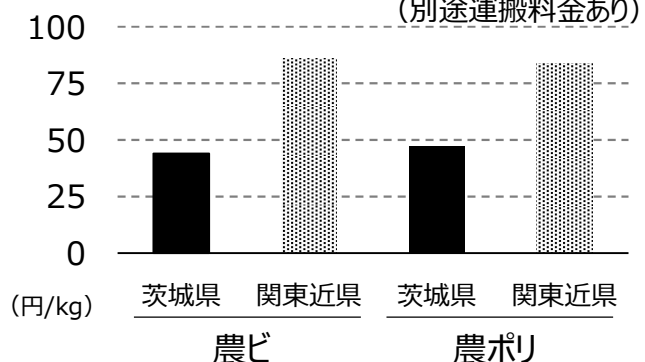
- \* 収集運搬・処理業者の選定
- \* 収集運搬・処理の契約手続き (契約書5年間保管義務)
- \* 処理品目や価格の交渉
- \* 処理伝票(マニフェスト)の管理 (5年間保管義務)
- \* 支払い手続き
- \* 最終処分業者の現地確認 (年1回実施義務)

- 全国の処理料金が値上がりしている中でも、本県では、他地域と比べて、処理料金を抑制しています。

【 全国の処理料金の推移 】  
(産地振興課調べ、試算値)



【 関東近県との処理料金比較 (R7) 】  
(別途運搬料金あり)



# 廃プラ排出時の注意点

- 農ビや農ポリを、適正かつ安価に処理するためには、効率的に再生処理を行うことが最も有効です。
- 廃プラを処理する際は、以下の点にご協力をお願いいたします。



＊ 「農ビ」と「農ポリ（農ポリ、農PO、農サクビ）」をしっかりと分別する。

＊ 乾燥させ、泥などの付着物をできるだけ落とす。

重さは処理量・費用に直結！

＊ 被覆資材は、異物が混入しないよう、つづら折りに梱包する。

※ このほか、園芸リサイクルセンター発行のチラシをご参照ください。



## 廃プラスチックを取り巻く情勢

### 環境問題

- プラスチックは不可欠な素材である一方、地球温暖化や化石燃料の枯渇、海洋汚染などの問題を招いています。
- 農業においても、パイプハウスやトンネルの被覆資材、マルチなど、生産資材としてプラスチックを幅広く使用しているため、廃プラスチックの適正処理や排出抑制に取り組む必要があります。
- 廃プラスチックの適正処理や排出抑制は、世界共通の目標であるSDGsの目標達成に寄与します。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



12 つくる責任 つかう責任



14 海の豊かさを 守ろう



重要!

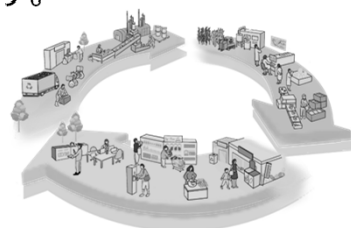


農業で発生する廃プラスチックなどの廃棄物は、法律で投棄や野焼きが禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。なお、未遂の場合であっても罰則の対象です。【廃棄物処理法第25条】

### 国の動き

- 国は、これらの課題に対応していくため、以下のような対策を進めています。
  - ＊ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定（R4.4.1施行、「プラスチック資源循環法」「プラ新法」とも呼ばれる）
  - ＊ 農林水産業においては「みどりの食料システム戦略」を策定 など

プラスチックは  
えらんで  
減らして  
リサイクル



重要!



事業者及び消費者は、プラスチック製品の「長期間使用」や「過剰な使用の抑制」による廃プラスチックの排出抑制、リサイクル製品の使用等に努めるよう定められています。【プラスチック資源循環法第4条】排出量を減らすためには、生分解性マルチや長期展張フィルム等を導入することも有効です。